

放送条約に関する対応の在り方の検討について

1. WIPOにおける議論の状況について

○1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること）にしたがって議論が行われている。

○最近数回のSCCRでは、条約策定に反対する国ではなく、米国が新たな提案を行うなど各国が総じて前向きに議論が続けられている。また、前回SCCRでは、WIPO総会に向け、主要な部分に関して合意が得られることを条件として2020年又は2021年の外国会議開催に向けて議論を行う旨の勧告が合意された。

○残された論点として、

①インターネット上の送信の一つとして定義される「異時送信」を保護対象とするか、
②放送機関に与えられる保護として排他的権利を付与するか、適切かつ効果的な保護とするか、
の2点に絞られてきており、これらの論点について合意が得られれば、早期に外交会議が開催されることが考えられる。

2. 今期の検討について

○残された論点である上記①、②に関しては、保護対象としてのインターネット送信の国内法制度を見据えた対応の在り方の検討や実際の侵害実態を踏まえて放送機関にどのような保護が必要となるかについての検討について、放送に関する制度や実態等の専門的知見を踏まえ、集中的に議論を行う必要がある。

○放送条約の議論については、SCCRにおける検討の他にも、今後は中間会合の開催やバイでの会合あるいは少数の国で行う非公式会議が開催されることも考えられ、これらの議論に対して機動的に対応を検討する必要がある。

○これらを踏まえて、今期の国際小委員会における放送条約への対応の在り方については、国際小委員会における検討に加えて、集中的かつ機動的に検討を行うワーキングチームを国際小委員会の下に設置し、検討を進めることとしてはどうか。